

高砂市告示第21号

建築基準法第22条第1項の規定による区域の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項の規定による区域を次のとおり指定する。

平成12年4月1日

高砂市長 田村 広一

記

市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定に基づく都市計画区域内で、同法8条に基づく用途地域の決定のある区域（施行日後決定され、又は変更された区域を含む。ただし、準防火地域を除く。）